

輪島市監査公表第23号

平成25年11月12日付発監査第161号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年10月 1日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発門地振第 25 号

平成26年 9 月25日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 門前総合支所 地域振興 課

監査執行年月日 平成25年11月6日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①一般財団法人日本海むら開発公社の物品管理について</p> <p>門前総合支所地域振興課の備品台帳を基に、現存物品との照合を行い双方の台帳との統一性を確認し、徹底した管理体制をお願いします。</p>	<p>一般財団法人日本海むら開発公社の現存物品との照合を行い双方の台帳を統一した。</p>	<p>措置済</p>